

新しい公僕意識に見合った制度改革を！

やまわき なおし
山脇 直司（東京大学大学院総合文化研究科教授）

この意見調査は主に制度改革とキャリア・システムに関する各自の見解を問うものであるが、私は、大学で公共哲学という新しい科目を担当している一介の学者の立場から、公務員の在り方についての一般論を述べつつ、この問題を位置づけてみたいと思う。

憲法に記されているように、公務員は、全体の奉仕者であり（15条）憲法を尊重し擁護する義務を負っている（99条）したがって、公務員には主権者である「国民の公僕」であるという意識が不可欠であり、行政のプロとしてのやる気（士気、モチベーション）もそうした意識に基づくものでなければならない。そのためにはまた、国民ないし住民との「信頼関係」の保持と創出が必須である。然るに、そのような自覚や使命をもった公務員が少なく、「お上（おかみ）」のような意識を持つ公務員がいたとしたら、それは本末転倒である。



そのような現状を反映してか、昨今、「霞が関をぶっ壊せ」というスローガンが声高に唱えられようになった。このスローガンは、縦割り行政や天下りを壊すという点などでは、確かに共鳴できる点も多い。だが、一口にネオ・リベラルという人々が唱える公務員改革案では、いったいどのような日本を創るのかというビジョンが不透明である。「官から民へ」という時の「民」とは、単なる民間企業の意味なのか？ そうだとすれば、大企業や財界や勝ち組のための日本社会になってしまわないのか？ また、憲法に記された国民の生存権（25条）や教育権（26条）はどうやって保障するのか？ 等々の疑問に関して、ネオリベ的改革論は、ほとんど何も語っていないように思われる。

公務員改革は、費用便益分析（コスト・ベネフィット・アナリシス）に基づく「効率」という基準だけでは不十分である。確かに「効率」は、人々の税金によって成り立つ政府が、税金を無駄遣いすることなく、人々のサービスのために行政を行っているかを判断するうえで、重要な一つの価値基準である。だが、特に医療や教育の現場で、一部の人々が不当な不利益を蒙ることのないように、「社会的公正」ないし「社会的包摂」というもう一つの価値基準も必要不可欠である。

総じて、公務員は何よりも、お上意識に代わる public servant の意識をもち、自分たちの「仕事の正当（正統）性（legitimacy）」が、「自由権」と「社会権」を持つ国民ないし住民に奉仕することに在るという自覚と、行政には「効率」のみならず「社会的公正」という観点から仕事を行うようなエートス（気風）を育まなければならない。だが残念なことに、現在のキャリア・システムは、そのような自覚やエートスを育むのではなく、逆に、お上

意識を再生産させているように思えるのは、私の偏見であろうか。日本国憲法に則した「公僕意識」と、効率と社会的公正を両立させるだけの「卓越した行政能力」を、公務員になってからも常に切磋琢磨できるような、新しい制度と公務員文化が考案されて然るべきであろう。